

あんまマッサージ療養費請求の留意事項

あんまマッサージの施術に対する療養費の支給に関しては、医師の同意が必要となります。あんまマッサージは筋麻痺、片麻痺等の緩和措置や、関節拘縮や筋萎縮が起こっているところに、その制限されている関節可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的とする医療マッサージが対象となります。

<p>支給対象傷病</p>	<p>筋麻痺、関節拘縮等、医療上マッサージを必要とする症例</p>
<p>支給対象とはならない場合</p>	<p>保険医療機関に入院中の場合。 単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージである場合。</p>
<p>同意書について</p>	<p>要加療期間(3ヶ月以内)または初療日/再同意日から最長3ヶ月 初療日/再同意日が1～15日:当該月の翌々月の月末 初療日/再同意日が16～31日:当該月の3ヶ月後の月末</p> <p style="text-align: center;">〔 例1) 10/15初療日/再同意日→12/31まで有効 例2) 10/16初療日/再同意日→1/31まで有効 〕</p> <p>【注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意を求める医師は、原則として当該疾病にかかる主治の医師であること。(「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項について」平成22年5月24日 保医発第0524第4号) ただし主治医が学会等で長期不在の場合は、同院、同診療科の医師でも可 ・初療は医療機関等で受診のうえ同意書が必須 ・継続(再同意)は施術者が医師に同意を得て請求書に記載でも可ただし同意書添付から一年を超える場合は新たに同意書の交付を受け添付をお願いします。 ・初療、継続ともに遡っての同意は不可 <p>※変形徒手矯正術は初療日/再同意日から最長1ヶ月で、医師の同意書が必須</p>